

【別表Ⅰ】 水源の涵養の機能及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

森林の区域		面積 (ha)
旧町村等	林班等	
葛生	(林班の全域) 1～4、6、8～22、24～25 (林班の一部) 5、23、26～27	1285.77
佐野	(林班の全域) 18～21 (林班の一部) 2	42.93
三好	(林班の全域) 2～14 (林班の一部) 15	652.21
常盤	(林班の全域) 2～5、7～27、29～34、36～42 (林班の一部) 1、6、28、35	1732.39
新合	(林班の全域) 1～56	2538.19
赤見	(林班の全域) 1～15	732.63
田沼	(林班の全域) 1～4、7～10 (林班の一部) 6、11	324.44
飛駒	(林班の全域) 1～3、5、10、12、16、21～24、26～29、32、34～46、49～51、53、56～57 (林班の一部) 4、6、9、11、13～15、17～20、25、30～31、33、47～48、52、54～55	3268.27
氷室	(林班の全域) 2～6、9～53 (林班の一部) 1、7、8	3841.19
野上	(林班の全域) 1～5、8～50、52、54～56、58～63 (林班の一部) 6～7、51、53、57	4569.65

(注)

- ア) 令和4年3月31日以前において、分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。
- イ) コナラ・クヌギ等、ぼう芽による更新を行う広葉樹林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

上記の森林の区域と、木材等生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林と重複する区域

森林の区域		面積 (ha)
旧町村等	林班等	
飛駒	(林班の全域) 22、24、53	193.75
氷室	(林班の全域) 13、14、16、45～48	501.45
野上	(林班の全域) 25、26、31、38、39	244.08

【別表Ⅱ】 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

森林の区域		面積 (ha)
旧町村等	林班等	
葛生	(林班の全域) 7	14.92
佐野	(林班の一部) 1	1.80
三好	(林班の全域) 1	2.17
赤見	(林班の一部) 17、20	5.83
田沼	(林班の全域) 5、12	29.80

(注)

- ア) 令和4年3月31日以前において、分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。
- イ) コナラ・クヌギ等、ぼう芽による更新を行う広葉樹林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

【別表3】 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

森林の区域		面積 (ha)
旧町村等	林班等	
葛生	(林班の一部) 5、23	17.7
常盤	(林班の一部) 1、6、28、35	15.46
飛駒	(林班の全域) 7～8 (林班の一部) 4、6、9、11、13～15、17～20、25、30～31、33、 47～48、52、54～55	477.18
氷室	(林班の一部) 1、7、8	38.90
野上	(林班の一部) 7、51、53	72.90

(注)

ア) 令和4年3月31日以前において、分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

イ) コナラ・クヌギ等、ぼう芽による更新を行う広葉樹林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

【別表4】 保健文化機能及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

森林の区域		面積 (ha)
旧町村等	林班等	
葛生	(林班の一部) 26～27	6.65
佐野	(林班の全域) 3～6、8～17、22～25 (林班の一部) 2	401.24
三好	(林班の一部) 15	1.24
赤見	(林班の全域) 16	40.72
田沼	(林班の全域) 13～14 (林班の一部) 6、11	257.59
野上	(林班の一部) 6、57	40.64

(注)

ア) 令和4年3月31日以前において、分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

イ) コナラ・クヌギ等、ぼう芽による更新を行う広葉樹林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

【別表5】 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

森林の区域		面積 (ha)
旧町村等	林班等	
佐野	(林班の全域) 7 (林班の一部) 1	18.32
赤見	(林班の全域) 18～19 (林班の一部) 17、20	55.48

(注)

ア) 令和4年3月31日以前において、分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

イ) コナラ・クヌギ等、ぼう芽による更新を行う広葉樹林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。